

決算申告前のチェックポイント

家事関連費

～業務用と家事用が一緒になっている費用～

は、業務用部分と家事用部分からなる費用です。本人や家族の生活費、住宅費などの家事用経費になりません。青色申告者は業務の遂行上直接必要であることが、取引記録や帳簿金額を、業務用部分の費用として必要経費に計上することができます。必要経費と家事用部分の面積、使用時間、使用量、使用頻度などを総合的に勘案して基準を定めて、あん分しまた支出のつど家事費部分を区分する、②決算のさいに1年分を一括して家事費部分として取りおこないます。

家事関連費の例	あん分基準の例
所有地の賃貸料、修繕費、減価償却費、 など（購入した場合の借入金利息を含む）	○土地や建物に関するものは使用面積など
業務用の自動車のガソリン代、整備費用、 カーローンの支払利息、リース代など	○自動車や機械に関するものは使用時間、頻度など
電気料金、ガス料金、水道料金、灯油代など	使用時間、使用量、使用頻度など

《平成30年版青色申告会